

香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月12日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

### 香川県広域水道企業団規則第9号

香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則（令和2年香川県広域水道企業団規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>別表3（第3条、第4条関係） 支出負担行為決裁事項</p> <table border="1" data-bbox="165 555 1084 596"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 15の項その他の項に掲げる節に係る支出負担行為（水道料金の徴収業務並びにコンビニエンスストア等における納付（特に指示したものを除く。）、<u>クレジットカード決済による納付及びスマートフォンアプリ等を利用した決済による納付の業務</u>に関するものに限る。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2～4 略</p>	略	<p>別表3（第3条、第4条関係） 支出負担行為決裁事項</p> <table border="1" data-bbox="1155 555 2074 596"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 次に掲げる支出負担行為については、第3条及び第4条第2項の規定にかかわらず、所長委任事項、所長決裁事項又は課長専決事項としない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 15の項その他の項に掲げる節に係る支出負担行為（水道料金の徴収業務及び<u>クレジットカード決済業務</u>に関するものに限る。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2～4 略</p>	略
略			
略			

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。